

環境省令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十九号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七号）第十二条の二第二項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第一条第一号の二、第一号の三、第二条の四第五号二、第四条の二第一号ト(3)、第六条の五第一項第一号ロ及び二の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二項から第五項までを第四項から第七項とし、第一項中「廃棄物の処理及び清掃に關す

る法律施行令（昭和四十六年政令第百号。以下「令」という。）を「令」に改め、同項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百号。以下「令」という。）  
第一条第一号の二の環境省令で定める廃水銀は、水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となつたものから回収したものとす。

2 令第一条第一号の三の環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとする。

第一条の二第十五項中「第二項から第六項まで、第八項から第十一項まで」を「第二項から第四項まで、第七項、第八項、第十項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「前条第一項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二条の四第五号又」を「第二条の四第五号」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二条の四第五号」を「第二条の四第五号又」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項を同条第十

二項とし、同条第九項中「第二条の四第五号チ」を「第二条の四第五号リ」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二条の四第五号ト」を「第二条の四第五号チ」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項を同条第十条とし、同条第七項中「第二条の四第五号ヘ」を「第二条の四第五号ト」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二条の四第五号のホ」を「第二条の四第五号のヘ」に、「当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一」を「当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二条の四第五号ニ」を「第二条の四第五号ホ」に、「当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一」を「当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 令第二条の四第五号ニの環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。

一 別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）

二 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたも

のから回収した廃水銀

6 令第二条の四第五号二の規定による環境省令で定める基準は、水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであることとする。

第一条の十一の二の見出しを「（令第一条第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物を収納する運搬容器の構造）」に改め、同条中「感染性一般廃棄物」を「令第一条第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物」に改める。

第一条の十四中第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 令第一条第一号の二に掲げる廃棄物にあつては、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置

第四条の五第一項第二号ワ中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第八条の十第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 廃水銀等にあつては、第一条の十四第二号の規定の例によること。

第八条の十三第五号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 廃水銀等にあつては、第一条の十四第二号の規定の例によること。

別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一（第一条の二関係）

一	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
二	水銀使用製品の製造の用に供する施設
三	灯台の回転装置が備え付けられた施設
四	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
五	国又は地方公共団体の試験研究機関
六	大学及びその附属試験研究機関
七	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う

研究所

附 則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十九号）の施行の日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日）から施行する。